

＜県の補助金・助成金を活用された事業者の方へ＞

以下の補助金・助成金を活用された場合は、以下の内容をご確認ください。

- ① 山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）
- ② 山形県ポストコロナに向けた観光施設支援事業費助成金
- ③ 山形県宿泊施設受入体制強化緊急支援事業費補助金
- ④ 山形県観光立寄施設緊急支援事業費助成金

1 処分の制限について

補助金・助成金を活用して購入した備品（機械及び器具）を処分する場合、その取得価格が単価50万円（税抜き）未満である場合については、処分について特段の制限は設けられていません。

一方、単価50万円（税抜き）以上である場合については、一定期間その処分が制限されますので、ご注意ください。

2 関係書類の保存期間について

補助金・助成金に係る書類は、以下の期日まで保存が必要です。

①の補助金	令和3年度に補助を受けた場合：令和9年3月31日まで 令和4年度に補助を受けた場合：令和10年3月31日まで
②の助成金	令和10年3月31日まで
③の補助金	令和9年3月31日まで
④の助成金	

3 お問い合わせ先

その他不明な点については、以下の窓口にお問い合わせください。

①の補助金	村山地域：村山総合支庁地域産業経済課 電話番号 023-621-8442 最上地域：最上総合支庁地域産業経済課 電話番号 0233-29-1306 置賜地域：置賜総合支庁地域産業経済課 電話番号 0238-26-6042 庄内地域：庄内総合支庁地域産業経済課 電話番号 0235-66-5484 ※ 施設の所在する地域の窓口にお問い合わせください。
②の助成金	観光復活推進課 電話番号 023-630-2373
③の補助金	
④の助成金	